



平成19年度決算の数値を基に算定した「健全化判断比率」・「資金不足比率」をお知らせします。

この比率は、地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の経営の健全化を目的に、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきお知らせするものです。

**「早期健全化基準」を超えるイエローカード**

**「財政再生基準」を超えるレッドカード**

四つの健全化判断比率のうちいずれかが「早期健全化基準」を超えた場合、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることになります。

将来負担比率を除く三つの健全化判断比率が「財政再生基準」を超えた場合、総務大臣の同意が必要な「財政再生計画」を策定することになり、国

の管理下のもと厳しい財政の健全化が求められ、大幅な行政サービスの見直しなど、市民生活に大きな影響を与えることとなります。

また、公営企業会計の資金不足比率には「経営健全化基準」が設けられており、基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることになります。

### 健全化判断比率は…

平成19年度決算数値に基づく、四つの健全化判断比率については、全てが早期健全化基準を下回っています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
根室市	—	0.41%	11.60%	100.80%
早期健全化基準	13.42%	18.42%	25.00%	350.00%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※「—」は、黒字となっているため比率が算定されません。

### 資金不足比率は…

平成19年度決算数値に基づく、資金不足比率については、市立根室病院会計において経営健全化基準を上回る50.10%となっています。

なお、病院会計の不良債務については、本年度中に「公立病院特例債」を発行し解消を図ります。

企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
港湾整備事業会計	—	20.00%
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
市立根室病院会計	50.10%	

※資金不足額がない場合「—」で表示

平成20年度決算から、経営健全化基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により経営の健全化を図る必要があります。

このため、現在「公立病院改革プラン」を策定中であり、このプランにより、経営の健全化を図り、法の適用回避に向けた取り組みを行っています。

## 比率の解説

### 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。

### 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率。

### 実質公債費比率

借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率。

### 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率。

### 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。